

議 事 録

第 1 5 回 定 例 総 会

令和6年1 0月8日

太田市農業委員会 15 回定例総会議事録

開会日時 令和6年10月8日（火） 午後2時
 閉会日時 令和6年10月8日（火） 午後2時57分
 開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室（2階）

出席委員 1 長谷川 耕一 2 遠藤 弘一 3 山田 清作 4 長島 佳男
 （19 人） 5 太田 安弘 6 塚越 仲夫 7 原田 和男 8 飯塚 茂夫
 9 津久井準一郎 10 木村 克己 11 高木 勝 12 清水 由紀江
 13 中村 幸江 14 内田 達夫 15 小磯 典夫 16 石原 康男
 17 室田 道博 18 永井 幸二 19 片亀 昌子

出席職員 高柳局長 金谷次長 小此木次長補佐 西野目次長補佐
 （8 人） 町田主任 松井主任 大崎主任 浜岡会計年度任用職員

会議に付 議案第1号 農地法関係許可取消願について （会長）
 した事項 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について （会長）
 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について （会長）
 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について （会長）
 議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条
 第1項の規定に基づき、同法第1条の規定による改正前の農
 業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定につ
 いて （会長）

報告事項 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
 報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出につ
 いて

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第15回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員19名、欠席の委員はいらっしゃいません。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 続いて、会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、14番 内田達夫委員 と 15番 小磯典夫委員 のお二人
にお願いいたします。
また、書記につきましては事務局の浜岡会計年度任用職員を指名いたします。
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら報告願います。

事 務 局 議案書において、訂正はございません。

5 議事顚末

- 議 長 それでは、これより議事に入ります。
議案第1号 農地法関係許可取消願が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は2件です。
事務局より、提案をお願いします。
- 事 務 局 提出件数2件について、朗読し詳細に説明する。
- 1番、新野町の土地 畑 2,286 m²について、社会福祉施設用地として許可を得ましたが、売買契約の履行ができず解約となったため、当該許可を取り消すものです。
2番、尾島町の土地 畑 571 m²について、露天資材置場用地として許可を得ましたが、利用しなくなったため、当該許可を取り消すものです。
以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号1番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 5番 委 員 報告します。
当地区協議会で調査した結果、2月8日に社会福祉施設用地として許可を得たが、売買契約が履行できず解約となったため、許可を取り消したい。
現地を確認したところ、農地のため特に問題はなく、取消し相当と意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。
- 議 長 ただいま、第3地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

		番号1番を取消しとすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議	長	全員賛成でありますので、番号1番を取消しとすることに決定いたします。
議	長	続いて、番号2番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
8番	委員	番号2番について、許可後、露天資材置場用地として利用していたが、利用しなくなったため、当該許可を取り消したいという申出がありました。 周りの問題もないと思って、第4地区では許可相当と決定いたしました。 審議をよろしくお願いいたします。
議	長	ただいま、第4地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委	員	なし。
議	長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号2番を取消しとすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議	長	全員賛成でありますので、番号2番を取消しとすることに決定いたします。
議	長	続いて、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、処分の決定を求めます。 提出件数は7件です。 事務局より、提案をお願いします。
事	務	提出件数7件について、朗読し詳細に説明する。
		1番 龍舞町の土地 畑 1,076 m ² 、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。
		2番 安養寺町の土地 畑 304 m ² 、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。
		3番 武蔵島町の土地 畑 127 m ² 、農地を譲受け、経営規模を拡大し

たい。

4番 新田市町の土地 畑 1,427 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

5番 新田市町の土地 畑 869 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

6番 新田多村新田町の土地 畑 399 m²、農地を譲受け、経営規模を拡大したい。

7番 大原町の土地 畑 2,545 m²、農地を譲受け、経営の安定を図りたい。

1番から7番について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、提案いたします。処分の決定をお願いします。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

それでは、番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

2番 委員

報告します。

番号1番は、●●●●●さんと●●●●●さんは兄弟でありまして、小林さんは農地を譲受け、経営規模を拡大したい。譲渡人の●●●さんは、今後、畑を利用する予定がないため、農業を営んでいる兄に譲渡したいということであります。

現地を確認したところ、●●●さんはネギを作っておりまして、空いているところはトラクターで耕して、きれいにしてありました。

現地を確認したところ、周りは農地で支障はなく、農地法第3条第2項各号に該当しないと思います。それで、第2地区では許可相当となりました。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議	長	全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。
議	長	続いて、番号2番及び3番について、第4地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
14番委員		第4地区、2番の件ですが、農地を譲り受け、規模を拡大したいということで、本人は沖縄生まれだそうです。安養寺地区から、よその粕川地区で就農して、中古住宅があったので、そこを購入して規模を拡大ということで、就農8年目だそうです。 現地を確認したところ、何ら問題はないと判定いたしました。地区協においては異議なしということで農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定いたしました。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
8番委員		3番について第4地区が報告します。 農地を譲り受け、経営規模を拡大したいという申出で、売買という形になっております。 周辺農地への影響もなく、農地法第3条第2項各号に該当しないため、尾島地区では許可相当と意見決定いたしました。 ご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	ただいま、第4地区協議会より番号2番及び3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委員		なし。
議	長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号2番及び3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議	長	全員賛成でありますので、番号2番及び3番を許可とすることに決定いたします。
議	長	続いて、番号4番から6番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願うわけですが、3番委員は議事に参与することができませんので、恐縮ですが、退室をお願いいたします。 (3番委員 退出)
議	長	それでは、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

9 番 委 員

では、第5地区が報告いたします。

案件番号4番から6番につきましては、一括で説明したいと思います。
なお、4番、5番は農地が隣接した地域であります。また、当地区協議会で確認調査に基づき調査確認をした結果をこれから発表いたします。
番号4番から6番の譲受人は同一の法人です。必要な農機具等も所有しており、新田市町を中心に耕作を行っています。申請地を取得し、経営規模の拡大を図るものであります。取得後は、クリの作付を行います。そして、その収穫したクリはおこわとして加工し、販売する予定であります。

なお、4番から6番ともに現地を確認したところ、周辺農地への支障はなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、問題ないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、第5地区協議会より番号4番から6番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号4番から6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号4番から6番を許可とすることに決定いたします。3番委員は入室してください。

(3番委員 入室)

議 長

続いて、番号7番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

17 番 委 員

17番から報告させていただきます。

譲受人は現在、外国人を6人ほど雇用し、大規模な経営をしているところなのですが、一層の経営の安定を図ることから、農地を買収するというような状況でございます。

現地を確認しましたところ、特に問題はないという判断をされましたので、地区協議会においては農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と意見決定いたしました。よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、第6地区協議会より番号7番について報告がありましたが、

委員 議長	ご意見、ご質問等ございますか。 なし。 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号7番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議長	全員賛成でありますので、番号7番を許可とすることに決定いたします。
議長	続いて、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。 提出件数は3件です。 事務局より、提案をお願いします。
事務局	提出件数3件について、朗読し詳細に説明する。
	1番 矢田堀町の土地 485 m²、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。 農家住宅用地として敷地拡張するものです。 2番 新田上江田町の土地 1,145 m²、農地区分 第二種、農家住宅用地として転用するものです。 3番 大原町の土地 1,126 m²、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。 農家住宅用地として、敷地拡張するものです。 以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。 番号1番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

18 番 委 員

それでは、説明いたします。

この申請理由は、許可を得ないで敷地の一部として利用していたことが判明したため、是正したいと。転用は農家住宅用地ということで出ております。

内容的には、周辺は道路に面しまして、内容的には問題ないということでございます。ただ、始末書がついておりまして、始末書の内容が、今回、農業委員の方からの是正指導より不備な点を改善し、と書いてあるんだけど、これは受けていませんので、これは文書をバツにしました。いいかげんなことを書く人がいるので、地区の会長のところなんだけど、よく精査してありますので、これは賛否をしていただきたいと。

それ以外については問題ございませんので、許可相当として決定しましたので、再度お願いします。

議 長

ただいま、第2地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号2番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

10 番 委 員

番号2番について報告します。

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果を報告します。

番号2番は、農家住宅用地としての申請で、現在の居住地を売却するため、自己の所有する申請地に農家住宅を新築するものです。

現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議	長	ただいま、第5地区協議会より番号2番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委	員	なし。
議	長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号2番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議	長	全員賛成でありますので、番号2番を許可とすることに決定いたします。
議	長	続いて、番号3番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
17 番 委 員		ご報告申し上げます。 4条の是正であります。申請理由にもありますけれども、許可を受けないで農作業所の建築をしたり、資材置場として利用していたというようなことがございまして、始末書を提出しながら是正するものです。現地を確認しましたところ、周辺農地への支障も特にないということで、地区協議会においては許可相当と意見決定したところでございます。以上です。
議	長	ただいま、第6地区協議会より番号3番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委	員	なし。
議	長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議	長	全員賛成でありますので、番号3番を許可とすることに決定いたします。
議	長	続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。 提出件数は3件です。 事務局より、提案をお願いします。
事 務 局		提出件数3件について、朗読し詳細に説明する。

1 番から 3 番まで、ともに大原町の土地で、1 番は倉庫及び駐車場用地、2 番は事務所及び倉庫用地、3 番は一般住宅用地として許可を得ましたが、資金の都合により計画を断念したため、保育園用地として許可を承継するものです。

以上 3 件、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。
番号 1 番から 3 番について、第 6 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

17 番 委 員 ご報告いたします。
先ほど事務局の方からもご報告がありましたように、5 ページの 1 番、次の 6 ページの 2 番、3 番、申請人は●●●●さんが同一人でございます。ただ、許可年月日がまたがっておりまして、3 件に分かれているという状況でございます。
変更の内容につきましては、変更理由書欄にもありますように、変更後の利用計画欄のとおり、倉庫、事務所等を建築する予定だったんですが、それを変更しまして、保育園の用地に変更するというものでございます。
当該案件につきましては、備考欄にもありますように、5 号議案の 24、25 番と関連しますので、改めて、これを説明させていただきたいと思えます。
なお、地区協議会においては、4 号議案については特に異論はありませんでした。以上です。

議 長 ただいま、第 6 地区協議会より番号 1 番から 3 番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号 1 番から 3 番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号 1 番から 3 番を承認とすることに決定いたします。

議 長 続いて、議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は28件です。

事務局より、提案をお願いします。

事務局

提出件数28件について、朗読し詳細に説明する。

1番 高林西町の土地 423 m²、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

2番 龍舞町の土地 154 m² 外1筆 計157.61 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

3番 龍舞町の土地 28 m² 外1筆 計61 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

4番 龍舞町の土地 162 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

5番 龍舞町の土地 290 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

6番 龍舞町の土地 416 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

7番 下小林町の土地 38 m² 外1筆 計271 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

8番 矢田堀町の土地 273 m²、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

9番 矢田堀町の土地 1,143 m²の内109.11 m²、農地区分は、「今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。農用地区域内農地は原則転用不許可となりますが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

資材搬入路用地として一時転用するものです。

10 番 東今泉町の土地 350 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

11 番 原宿町の土地 459 m² 外4筆 計2,054.71 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設用地として転用するものです。

12 番 原宿町の土地 178 m² 外6筆 計3,932 m²、農地区分 第二種、太陽光発電施設用地として転用するものです。

13 番 鶴生田町の土地 272 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

14 番 寺井町の土地 278 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

15 番 尾島町の土地 571 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

16 番 安養寺町の土地 66 m² 外2筆 計634 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

農家住宅用地として敷地拡張するものです。

17 番 世良田町の土地 220 m² 外2筆 計295 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

18 番 粕川町の土地 143 m² 外1筆 計465 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

19 番 新田木崎町の土地 776 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天駐車場用地として敷地拡張するものです。

20 番 新田赤堀町の土地 341 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

21 番 新田反町町の土地 298 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

22 番 藪塚町の土地 777 m²、農地区分 第二種、建売分譲住宅用地として転用するものです。

23 番 大原町の土地 297 m²、農地区分は、「市街化の傾向が著しい区域内にある農地、具体的には藪塚庁舎から 300m以内の農地」の理由から、第三種農地と判断されます。

一般住宅用地として転用するものです。

24 番 大原町の土地 971 m² 外 1 筆 計 1,315 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

保育園用地として転用するものです。

25 番 大原町の土地 381 m² 外 1 筆 計 500 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

保育園用地として転用するものです。

26 番 大原町の土地 351 m²、農地区分 第一種、第一種農地は、原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

一般住宅用地として転用するものです。

27 番 大原町の土地 538 m² 外 1 筆 計 1,375 m²、農地区分 第二種、建売分譲住宅及び道路用地として転用するものです。

28 番 大原町の土地 55 m²、農地区分 第二種、農家住宅用地として敷地拡張するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

番号 1 番について、第 1 地区協議会の調査した意見結果を報告願いま

す。

1 番 委 員

では、1 番について、報告いたします。
許可基準チェックリストに基づき調査及び現地を確認した結果を報告いたします。
申請人の申請理由としましては、資金の都合もついたので、申請地を取得し、自己の住宅を新築したいということでございます。
現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当ということに決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、第1地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号2番から12番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

2 番 委 員

2番から7番まで報告します。
2番、3番、4番は、地主たちがまとまって分譲する案件でありまして、2、3、4で1軒のうちを建てるというものであります。
申請理由は、借家に住んでおり、資金の都合もついたため、閑静で立地条件のよい申請地を取得し、自己の住宅を新築したいというものであります。
現地を確認したところ、周りにはうちが建っておりまして、問題はありませんでした。
それから、5番、6番、7番も、いずれも譲受人はアパートに住んでおりまして、申請理由として、借家に住んでおって、資金の都合もついたため、生活環境のよい申請地を取得し、自己の住宅を新築したいという申請理由であります。
現地を確認したところ、周りも、うちも建っておりまして、何ら問題は

18 番 委 員

ありませんでした。

再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

それでは、8番から12番について説明いたします。

8番につきましては一般住宅用地として申請しておりまして、周辺は、北側が宅地化している場所で、道路等で営農には支障ございません。許可基準から見た判断は問題なし。

次の9番は、寺の新築に伴って、資材搬入路の用地の一時転用で申請が出ております。寺の北は一带が休耕地になっておりまして、許可基準から見た判断で見ますと問題はなしということでございます。

さらに10番は、一般住宅用地として申請が出ておりまして、東側は県道で、北、西は畑、南は住宅ということで位置づけてありまして、許可基準から見た判断は問題ないんですけれども、造成に際しては周辺との調整が必要であるということで特記事項に記しておりました。いずれにしても、これは問題なしということであります。

さらに、11番、12番は、太陽光発電の敷地用地で申請が出ておりまして、会社は●●●●、両方とも同じ会社であります。

それで、事務局に私は電話をしたんですけれども、周辺住民への事業説明がいつやったのか出ておりませんので、入替えしてくれということで、事務局のほうで確認しまして、9月21日から23日に周辺住民の事業説明は済んでおりますということで、この設置の周りについては、11、12とも問題がありませんので、いずれも、8番から12番については地区協議会では許可相当というふうなことで決定しましたので、再度審議をお願いいたします。以上です。

議 長

ただいま、第2地区協議会より番号2番から12番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員
議 長

なし。

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号2番から12番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号2番から12番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続いて、番号13番及び14番について、第3地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

5 番 委 員	番号 13 番について報告します。 当地区協議会で調査した結果、譲受人は借家に住んでおり、子どもが生まれたので、申請地を父より借り受け、自己の住宅を新築したい。現地を確認したところ、周辺は住宅が建ち並んでおり、農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。 再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。
6 番 委 員	番号 14 番について報告いたします。 当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、譲受人はアパートに住んでおり、実家近くの申請地を取得し、一般住宅を建築するものです。 現地を確認したところ、東側は太陽光発電用地、南側は住宅、北は譲渡人の用地、西側は道路と、周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。 再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。
議 長	ただいま、第 3 地区協議会より番号 13 番及び 14 番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
委 員	なし。
議 長	ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号 13 番及び 14 番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 (挙手 全員)
議 長	全員賛成でありますので、番号 13 番及び 14 番を許可とすることに決定いたします。
議 長	続いて、番号 15 番から 18 番について、第 4 地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
8 番 委 員	15 番につきまして第 4 地区が報告します。 この案件は、議案第 1 号 2 番と同じですけれども、許可取消の案件でございます。なお、譲受人は、太田市の現場が多いため、国道から近く、立地のよい申請地を取得して、資材置場として利用したいという申出です。 周辺の農地にも支障がないため、第 4 地区では許可相当と意見決定しました。 再度の審議、よろしくお願いいたします。
14 番 委 員	16、17、18 と発表いたします。

16 番の案件なんですけれども、これは3条の2番の件と同じで、規模を拡大したいということで、中古で購入した住居への進入路が狭く、駐車場がないため敷地を拡張したいということで、隣接する農業用施設についても許可を得ていないことが判明したため、指示どおり始末書も出ておりまして、是正したいということでございます。これは母屋から畑から、みんな中古で買いました。

17 番は、譲受人が資金のめどがついたということで、譲渡人は立地のいいところで、南が保育園、西が児童館ということで、何ら問題はないと判断いたしました。

18 番の件ですが、これも新築をしたいということで、現地を確認したところ何ら問題はなく、3件、許可相当と意見決定しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、第4地区協議会より番号15番から18番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号15番から18番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号15番から18番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号19番から21番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

15 番 委 員 ご報告を申し上げます。19番、20番です。

19 番の譲受人は、自動車販売、整備業を営んでおりまして、既存の駐車場が手狭になったため、東隣の隣接地の農地を取得して駐車場に利用したいということで、現在の駐車場は満車状態となっておりまして、やはり不足しているということが如実に感じられます。

20 番は、集落内の残された農地という感じで、この辺一帯がやはり全部宅地化されるのではないかと思います。周辺には何ら影響はないと思います。よりまして、第5地区では一応許可相当と判断いたしました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。以上です。

9 番 委 員 続きまして、案件21番を5地区が報告いたします。

当地区協議会で許可基準に基づき調査した結果を報告いたします。
 申請人は現在、借家に住んでおり、家族が多く、生活用品が増えたため、手狭となったために、申請地を取得し、自己の住宅を新築するものがあります。
 現地を確認したところ、申請地は三方、東、南、西とも住宅に囲まれておりまして、北側に5mほどの道路が走っております。周りは農地ですが、周辺農地への支障がなく問題はないので、許可相当と意見決定をいたしました。
 再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、第5地区協議会より番号19番から21番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
 委 員 なし。
 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
 番号19番から21番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
 (挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号19番から21番を許可とすることに決定いたします。

議 長 続いて、番号22番から28番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

11 番 委 員 22と23番を報告いたします。
 22番は、建設業を営んでいる方が申請地を取得して、分譲として2軒建てるそうでございます。
 23番は、資金の都合がついたため、譲受人が住宅を建てたいということです。周りの農地にも影響がないため、第6地区では許可相当と決定いたしました。
 再度の審議、よろしくお願いいたします。

17 番 委 員 24番と25番についてご説明申し上げます。
 これは先ほどの4号議案でご説明しました計画変更に対応した案件でございます。現在、運営している保育園が手狭になったため、新たな敷地を確保して保育園をリニューアルしたいというものでございます。
 現地を確認しましたところ、周辺農地への支障も特にないということで、地区協議会においては許可相当と意見決定したところでございます。

続きまして、26 番をご説明申し上げます。

転用目的に記載のとおり、一般住宅を建築するものです。周辺の状況でございますけれども、当該地は藪塚インター前の4車線道路に面するところに位置する農地でございます。既に周辺は宅地化が進んでおりますので、現地を調査しましたところ、特に他の農地への支障もないということで、地区協議会においては許可相当と意見決定したところでございます。以上です。

12 番 委 員

27 番、28 番について報告いたします。

当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、27 番は、宅地に囲まれた、よい野菜も取れないことから、建て売り分譲住宅を7軒建築するものです。

28 番は、27 番に基づき調査したところ、農家住宅が農地へはみ出していたため、是正するものです。

現地を確認したところ周辺農地には支障なく、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま、第6地区協議会より番号22番から28番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。

委 員

なし。

議 長

ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。

番号22番から28番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号22番から28番を許可とすることに決定いたします。

なお、3,000 m²を超える許可処分については、群馬県農業会議に意見聴取し、決定に変更がない場合、許可書の交付につきましては、太田市農業委員会会長専決規程により、改めて定例総会を開催せずに交付することといたします。

また、事務の取扱いの結果については、来月の定例総会で報告することといたします。

議 長

続いて、議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（案）が会長宛てに提出されたので、決定を求めます。

市長部局の農業政策課より、一括提案をお願いいたします。

農業政策課

令和6年10月期の農用地利用集積計画（案）につきまして、担当からご説明申し上げます。

農業政策課

では、お手元の資料「農用地利用集積計画（案）」に基づき、提案させていただきます。資料のご準備をお願いいたします。

説明の前に、一部資料の訂正がございます。計画（案）の51ページ、所有権移転一覧表の番号3番、4番、5番における所有権移転を受ける者及び55ページの左下、合計数値について、正誤表のとおり誤りがございました。大変申し訳ございません。ご確認のほど、よろしくお願いいたします。

では、改めて提案させていただきます。

今回は、通常の利用権設定が710筆、うち解除条件付利用権設定が9筆、利用権移転が19筆、ほか所有権移転が64筆ございました。

次に、「総括表」について説明させていただきます。

まず、上段の表の1.面積をご覧ください。こちらにつきましては、設計期間別・地目別・地区別の設定面積の状況が記載されております。

右下の部分になりますが、今回、新規と再設定の合計で104万1,359.67㎡となっております。

続きまして、下段の表の2.筆数及び人数をご覧ください。こちらにつきましては、設定期間別・地目別・地区別の件数等の状況が記載されております。

こちらも右下の部分になりますが、710筆のうち、借方が129名、貸方が314名となっております。

資料の1ページから47ページまでは利用権設定についての詳細であり、記載のとおりでございます。

なお、48ページにつきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する、借手が農作業に常時従事すると認められない者の場合の解除条件付利用権設定であり、9筆となっております。

また、49ページから50ページをご覧ください。こちらは利用権移転につきまして、19筆となっております。

最後になりますが、51ページから55ページの所有権移転につきましては64筆あり、面積合計は8万2,137㎡となっております。

なお、今回提案させていただきました計画（案）は、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき、同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと考えます。

最後になりましたが、公告日は令和6年10月18日、利用権設定日は令和6年10月20日となります。

以上が提案の説明となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま担当より提案がございましたが、この案件について、ご意見、ご質問等ございますか。

5番委員

ちょっと確認させてください。今度、この利用権の管理は中間管理機構になりますよね。農業委員会は今回で終わるわけなんだけれども、この案件は、これまでの農業委員会で許可したわけだね。ここに載っている利用権設定の条件の中で、基本的に文書があるわけですよ。要するに用排水の管理意向の云々の、多分、その苦情はいっぱいあると思うんだけど、それはこの件に関しては農業委員会で苦情を承るんですか。それとも、中間管理のほうに移行したのか、その辺を確認させてください。言っている意味がちょっと分からない？

農業政策課

この案件の中のものに関しましては、今までと同じ利用権設定のものが含まれておりますので、今までと同じような考えで対応していただければと思います。今後については、中間管理事業のものに移り変わっていきますので、その部分に関しては、また、裏面の記載であったり、そこは中間管理と市のほうで対応ができればと考えておりますので。

5番委員

ありがとうございます。分かりました。

議長

ちょっと私からで申し訳ないんだけど、先ほど説明いただいた農用地利用権設定状況総括表、これは5年未満というのは申請しなくてよくなるわけですね。

それで、今は市のほうである程度、田んぼでも、畑でも利用権を設定する人は一応把握できることになっているんだけど、今度、把握できなくなりますよね。そうすると、太田市全体で田んぼとか畑の状況がどうなっているかというのはどうやって把握するんだろうね。

今度の地域計画でも、耕作者とか地権者の把握にご苦労されたと思うんですけど、今はいいけれども、そこはちょっと頭に置いておい

ていただきたい。

5 番 委 員

ちょっと会長、今の件は確認できるんですよ。農業政策課で、異動申告書があるじゃない。要するにあれが基本でやっているわけだから、利用権の集積だの、中間管理はあくまで権利を有するものであって、面積の把握云々は異動申告書のほうでできるわけなんですよ。耕作している人は、借入れしても、これを出す、出さない関係なく、全部農地は異動している、権利を有しているので、申し訳ないんだけど、だから、耕作面積に関しては、そっちで調査できると思う。その人の地主の名前で耕作している人もいるだろうけれども、実質的にはそんなのは何%もないと思うので、基本的には異動申告書で権利が動くので、多分、そちらのほうで面積やら云々のあれは出せると思います。

農業政策課

中間管理事業になりますと、基本が10年になりますが、最低でも5年の期間で契約していただくということになりますので、5年未満の方は契約しなくていいということではございませんので、5年未満でご検討の方につきましても、5年で契約のほうを進めていただくように、こちらのほうとしては話をしていきたいと考えております。

5 番 委 員

だって、今度、中間管理は契約は5年以上だよ、5年間以下の契約云々はなくなるんだよね。

農業政策課

そうだと思います。5年以上になります。

5 番 委 員

それが今言ったように把握できないんだ、要するに5年以下のものは契約ができないわけだから、それは把握できないんだ。要するに、中間管理のあれでは。今、言った異動申告書で物事をやるけれども、畑の場合にはどういう管理を農業政策課のほうでしているのか分からないんだけど、今までがどのような管理をしているのか分からない。ただ、水田に関しては、異動申告書で物事が動いているわけだから、水田に関しては、その面積が確保できる、調べられる。ただ、畑は今までどういうふうな調査をしたのか俺も分からないんだけど、その部分はちょっと不明なところがあるかも。だから、その辺の調査なんかも決めればいいんじゃないの。今言ったように、中間管理は5年以上じゃなければ今度は契約できないわけだから、それ以下のものに関しては一切出てこない。

農業政策課

口約束での貸し借りになりますので、行政では把握できませんので、その辺については、こちらでは分からないというふうな状況でございます。

5 番 委 員

それでは困っちゃうじゃない。だから、やはり何かの方法で調べようというあれをつくってもらわないと、多分、困るんじゃないのかなと

- ということです。
- 議 長 統計や何かでも足切りというのはあるわけで、足切りのところは統計の対象ではないけれども、少ないから、大体それで全部が分かるというんだけれども、地域計画や何かだと、皆さんにいろいろ話を聞いていく過程で、行政としてそこは必要があるかどうかということなんですよ。そういう意味で、把握する必要があるということであれば、それはそれで判断する。そこを少し頭に入れておいていただいたほうがいいかな、そういうことではないかと。
- 議 長 それで、これは今回の集積案とは別の話でございますので、この件について特にご意見、ご質問等ないようでしたら、本件を農用地利用集積計画（案）のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
（挙手 全員）
- 議 長 全員賛成でありますので、そのように決定し、市長に通知いたします。
- 議 長 以上で審議は終了いたしました。次の報告第1号は、先月、農業会議に意見聴取した9月分の許可証の取扱いに係る太田市農業委員会会長専決規程第3条によるものでございます。
太田市農業委員会会長専決規程第2条により、下記により許可証交付の取扱いをしましたので報告いたします。
続いて、報告第2号から第5号について事務局よりお願いします。
- 事 務 局 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、16ページに記載のとおり、1件提出されております。
報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、17ページから20ページに記載のとおり、19件提出されております。
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、21ページから22ページに記載のとおり、7件提出されております。
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について、23ページから28ページまで記載のとおり、14件提出されております。
以上報告させていただきます。
- 議 長 報告第2号から第5号につきまして、ご質問等ございますか。
委 員 なし。

議長 特にないようでありますので、以上で第15回定例総会を終了します。

閉会 令和6年10月8日（火） 午後2時57分